

資産管理事務

(2) 備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
<p>岬高等学校</p>	<p>下記の備品について、現物が確認できなかったものが備品出納簿に登載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 611 1457 764"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 611 685 688">品種</th> <th data-bbox="685 611 967 688">品目 商品名</th> <th data-bbox="967 611 1181 688">当初受入年月 日</th> <th data-bbox="1181 611 1279 688">数量</th> <th data-bbox="1279 611 1457 688">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 688 685 764" rowspan="2">家具什器類</td> <td data-bbox="685 688 967 728">冷暖房器具</td> <td data-bbox="967 688 1181 728" rowspan="2">平成16年8月</td> <td data-bbox="1181 688 1279 728" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1279 688 1457 728" rowspan="2">306,600円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="685 728 967 764">クーラー</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月 日	数量	金額	家具什器類	冷暖房器具	平成16年8月	1	306,600円	クーラー	<p>検出事項について現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号) (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p>【備品管理の適正化について】(平成23年7月13日施設財務課長通知) 標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。 特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物がないもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。 については、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いいたします。 記 4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物</p>	<p>当該備品については、平成30年9月の台風被害により修理不能となった。使用に耐えない備品であるため、校内で物品管理者である校長の決裁を経て平成30年12月22日に廃棄したが、不用決定調書の作成を失念したものである。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。 なお、本件は不用決定調書を作成し備品出納簿を整備済である。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月 日	数量	金額										
家具什器類	冷暖房器具	平成16年8月	1	306,600円										
	クーラー													

		<p>品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的の実査し、照合確認等すること。</p> <p>5 廃棄 備品を廃棄するときは、物品取扱者等から事務室への報告を徹底し、備品出納簿上の廃棄処分を併せて行うこと。</p> <p>【適正な会計事務手続きの徹底について】（平成24年3月31日 会計局長通知）</p> <p>本府ではこれまで、会計事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化に向けた指導を行ってきました。</p> <p>しかしながら、今年度、包括外部監査や監査委員の監査において、『物品の適正な管理について』や『不適正な会計事務手続き』など、多くの意見・指摘がされています。</p> <p>このため、更なる会計事務の適正化を図るため、各所属において注意喚起を行うとともに、下記の内容について周知徹底を図られるようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 物品の管理等の適正化について</p> <p>② 備品の実査</p> <p>備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め（所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど）、定期的の実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月22日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
西成高等学校	<p>下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="498 533 1549 737"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 533 679 636">品種</th> <th data-bbox="679 533 952 636">品目 商品名</th> <th data-bbox="952 533 1234 636">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1234 533 1356 636">数量</th> <th data-bbox="1356 533 1549 636">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 636 679 737" rowspan="2">機械器具類</td> <td data-bbox="679 636 952 688">医療器具類</td> <td data-bbox="952 636 1234 737" rowspan="2">平成26年3月31日</td> <td data-bbox="1234 636 1356 737" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1356 636 1549 737" rowspan="2">241,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="679 688 952 737">AED</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	医療器具類	平成26年3月31日	1	241,500円	AED	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>	<p>本件について、備品出納簿に記載した。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額										
機械器具類	医療器具類	平成26年3月31日	1	241,500円										
	AED													

監査(検査)実施年月日(委員:一年一月一日、事務局:平成30年10月17日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																							
交野支援学校	<p>下記の備品について、現物が確認できなかったものが備品出納簿に登載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 533 1605 919"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 533 715 611">品種</th> <th data-bbox="715 533 1003 611">品目 商品名</th> <th data-bbox="1003 533 1288 611">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1288 533 1403 611">数量</th> <th data-bbox="1403 533 1605 611">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 611 715 688" rowspan="2">機械器具類</td> <td data-bbox="715 611 1003 646">農工器具</td> <td data-bbox="1003 611 1288 688" rowspan="2">昭和62年3月30日</td> <td data-bbox="1288 611 1403 688" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1403 611 1605 688" rowspan="2">125,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 646 1003 688">タタラ機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 688 715 804" rowspan="2">標本及び模型類</td> <td data-bbox="715 688 1003 724">標本及び模型類</td> <td data-bbox="1003 688 1288 804" rowspan="2">昭和57年1月20日</td> <td data-bbox="1288 688 1403 804" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1403 688 1605 804" rowspan="2">500,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 724 1003 804">動物標本 (バファロー)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="492 804 715 919" rowspan="2">標本及び模型類</td> <td data-bbox="715 804 1003 840">標本及び模型類</td> <td data-bbox="1003 804 1288 919" rowspan="2">昭和57年1月20日</td> <td data-bbox="1288 804 1403 919" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1403 804 1605 919" rowspan="2">150,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 840 1003 919">動物標本 (ヘラジカ)</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	農工器具	昭和62年3月30日	1	125,000円	タタラ機	標本及び模型類	標本及び模型類	昭和57年1月20日	1	500,000円	動物標本 (バファロー)	標本及び模型類	標本及び模型類	昭和57年1月20日	1	150,000円	動物標本 (ヘラジカ)	<p>検出事項について現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号) (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p>【備品管理の適正化について】(平成23年7月13日施設財務課長通知) 標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。 特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が無いもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。</p>	<p>調査の結果、不用決定の処理漏れであることが分かったため、平成31年1月15日付けで物品の不用決定の手続をした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額																						
機械器具類	農工器具	昭和62年3月30日	1	125,000円																						
	タタラ機																									
標本及び模型類	標本及び模型類	昭和57年1月20日	1	500,000円																						
	動物標本 (バファロー)																									
標本及び模型類	標本及び模型類	昭和57年1月20日	1	150,000円																						
	動物標本 (ヘラジカ)																									

		<p>については、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的の実査し、照合確認等すること。</p> <p>5 廃棄 備品を廃棄するときは、物品取扱者等から事務室への報告を徹底し、備品出納簿上の廃棄処分を併せて行うこと。</p> <p>【適正な会計事務手続きの徹底について】（平成24年3月31日 会計局長通知）</p> <p>本府ではこれまで、会計事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化に向けた指導を行ってきました。</p> <p>しかしながら、今年度、包括外部監査や監査委員の監査において、『物品の適正な管理について』や『不適正な会計事務手続き』など、多くの意見・指摘がされています。</p> <p>このため、更なる会計事務の適正化を図るため、各所属において注意喚起を行うとともに、下記の内容について周知徹底を図られるようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 物品の管理等の適正化について</p> <p>② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め（所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど）、定期的の実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p>	
--	--	---	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月25日）